

第8章 雑則

(公告の方法)

第86条 この組合の公告は、以下の各方法で行う。

(1) この組合の事務所の店頭に掲示する方法

(2) 電子公告による方法

2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないものとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項第1号及び第2号に規定する方法により行うものとする。

(組合の組合員に対する通知及び催告)

第87条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第88条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手段、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。